

第 16 回 岩手県災害拠点病院連絡協議会 次第

日時：令和 5 年 3 月 28 日（火）15 時 00 分～16 時 00 分

会場：WEB 開催（Z o o m）

———次 第———

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1) 会長の選出及び幹事の任命について（協議）
- (2) 岩手DMAT運営要綱等の一部改正について（協議）
- (3) 令和4年度における災害医療対策等の実施状況について（報告）
- (4) 令和5年度における災害医療対策の取組について（報告）
- (5) 次期保健医療計画の災害時における医療体制に係る国の検討状況 及び 本県の検討・策定に向けたスケジュール等について（報告）

4 閉会

【資料一覧】

次 第

出席者名簿

委員名簿・幹事名簿

災害拠点病院連絡協議会設置要綱

資料 1-1 岩手DMAT運営要綱等の一部改正（案）の概要

資料 1-2 岩手DMAT運営要綱の一部改正 新旧対照表（案）

資料 1-3 岩手DMAT運営要綱実施要領の一部改正 新旧対照表（案）

資料 2 令和4年度の災害医療対策の実施状況について

資料 3 令和5年度の災害医療対策の取組について

資料 4 次期保健医療計画の災害時における医療体制について

【参考資料 1】災害時小児周産期リエゾンの任命状況について

【参考資料 2】第 8 次医療計画等に関する意見のとりまとめ

【参考資料 3】5 疾病・5 事業について

第16回岩手県災害拠点病院連絡協議会 出席者名簿

開催日：令和5年3月28日 15:00～16:00

区分	分野	機関・団体名等	役職	氏名	備考	
委員	基幹災害拠点病院	岩手医科大学	病院長	小笠原 邦 昭		
		盛岡赤十字病院	病院長	久 保 直 彦		
	地域災害拠点病院	岩手県立中央病院	病院長	宮 田 剛		
		岩手県立中部病院	病院長	吉 田 徹		
		岩手県立胆沢病院	病院長	勝 又 宇一郎		
		岩手県立磐井病院	病院長	佐 藤 耕一郎	<代理>事務局長 菊 地 健 治	
		岩手県立大船渡病院	病院長	瀨 向 透		
		岩手県立釜石病院	病院長	坂 下 伸 夫		
		岩手県立宮古病院	病院長	川 村 英 伸		
		岩手県立久慈病院	病院長	遠 野 千 尋		
		岩手県立二戸病院	病院長	小笠原 敏 浩		
	医療関係団体	(一社)岩手県医師会	常任理事	宮 田 剛		
		(一社)岩手県歯科医師会	専務理事	大 黒 英 貴		
		日本赤十字社岩手県支部	事務局長	平 野 直		
		(一社)岩手県薬剤師会	専務理事	佐 藤 裕 司		
	消防機関	盛岡地区広域消防組合消防本部	消防長	上 平 久 浩	<代理>消防本部警防課長 瀨 川 浩 樹	
		宮古地区広域行政組合消防本部	消防長	小 林 達 広		
	市町村等	岩手県市長会	事務局次長	古 舘 和 好		
		岩手県町村会	事務局次長	立 花 徹	御欠席	
	防災関係機関	岩手県警察本部警備部警備課	警備課長	千 葉 浩 哉	<代理>警備課災害対策・危機管理補佐 工 藤 丈 明	
		釜石海上保安部警備救難課	警備救難課長	工 藤 貢	<代理>警備救難課専門官 熊 谷 琢 哉	
		陸上自衛隊岩手駐屯地	第9特科連隊 第3科長	山 崎 善 史	御欠席	
	保健所	盛岡市保健所	保健所長	矢 野 亮 佑	<代理>盛岡市保健所企画総務課長 相 馬 英 洋	
		岩手県二戸保健所	保健所長	森 谷 俊 樹		
	災害医療コーディネーター	災害医療コーディネーター	本部コーディネーター	眞 瀬 智 彦		
	岩手県事務局	岩手県	岩手県総務部総合防災室	防災危機管理監	駿 河 芳 典	
			岩手県医療局経営管理課	主査	浅 沼 勇	
		事務局	岩手県保健福祉部医療政策室	医療政策室長	佐々木 亨	
				地域医療推進課長	山崎 重信	
				主査	及川 真吾	
				主任	大和田 翔	
				主事	南 舘 禅	

(敬称略)
計 32 名

協議会委員 名簿

(25名)

分野	機関・団体名等	役職	氏名	備考
基幹災害拠点病院	岩手医科大学附属病院	病院長	小笠原 邦 昭	
	盛岡赤十字病院	病院長	久 保 直 彦	
地域災害拠点病院	岩手県立中央病院	病院長	宮 田 剛	
	岩手県立中部病院	病院長	吉 田 徹	
	岩手県立胆沢病院	病院長	勝 又 宇一郎	
	岩手県立磐井病院	病院長	佐 藤 耕一郎	
	岩手県立大船渡病院	病院長	瀧 向 透	
	岩手県立釜石病院	病院長	坂 下 伸 夫	
	岩手県立宮古病院	病院長	川 村 英 伸	
	岩手県立久慈病院	病院長	遠 野 千 尋	
医療関係団体	岩手県立二戸病院	病院長	小笠原 敏 浩	
	(一社)岩手県医師会	常任理事	宮 田 剛	
	(一社)岩手県歯科医師会	専務理事	大 黒 英 貴	
	(一社)岩手県薬剤師会	副会長	佐 藤 裕 司	
消防機関	日本赤十字社岩手県支部	事務局長	平 野 直	
	盛岡地区広域消防組合	消防長	上 平 久 浩	
市町村等	宮古地区広域行政組合	消防長	小 林 達 広	
	岩手県市長会	事務局次長	古 舘 和 好	
防災関係機関	岩手県町村会	事務局次長	立 花 徹	
	岩手県警察本部警備部警備課	警備課長	千 葉 浩 哉	
	釜石海上保安部警備救難課	警備救難課長	工 藤 貢	
保健所	陸上自衛隊岩手駐屯地	東北方面特科連隊第3科長	山 崎 善 史	
	盛岡市保健所	保健所長	矢 野 亮 佑	
災害医療コーディネーター	岩手県二戸保健所	保健所長	森 谷 俊 樹	
	災害医療コーディネーター	本部コーディネーター	眞 瀬 智 彦	岩手医大

(任期：令和4年9月10日～令和6年9月9日)

協議会幹事 名簿

(12名)

分野	機関・団体名等	役職	氏名	
基幹災害拠点病院	岩手医科大学	医学部救急・災害医学講座教授	眞 瀬 智 彦	
	盛岡赤十字病院	病院長	久 保 直 彦	
地域災害拠点病院	岩手県立久慈病院	病院長	遠 野 千 尋	新任
	岩手県立二戸病院	外科長兼災害医療科長	松 井 雄 介	新任
医療関係団体	(一社)岩手県医師会	常務理事	宮 田 剛	
	(一社)岩手県歯科医師会	専務理事	大 黒 英 貴	
消防機関	盛岡地区広域消防組合消防本部	警防課長	瀨 川 浩 樹	
防災関係機関	岩手県警察本部警備部警備課	警備管理官	疍 崎 正 宏	
	陸上自衛隊岩手駐屯地	東北方面特科連隊第3科長	山 崎 善 史	
	釜石海上保安部	警備救難課長	工 藤 貢	新任
保健所	岩手県二戸保健所	保健所長	森 谷 俊 樹	
災害医療コーディネーター	災害医療コーディネーター	地域コーディネーター	寺 田 尚 弘	釜石医師会

(任期：会長が任命した日～令和6年9月9日)

岩手県災害拠点病院連絡協議会設置要綱

(設置)

第1 災害時における本県の医療救護活動の円滑な推進及び運営を図るため、岩手県災害拠点病院連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害拠点病院の運営に関すること。
- (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に関すること。
- (3) 災害急性期後の中長期的な医療救護活動に関すること。
- (4) 各関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他災害医療対策の推進に関し知事が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3 協議会は、委員25名以内をもって構成し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 災害拠点病院の管理者等
- (2) 医療関係団体の役員等
- (3) 消防機関の職員
- (4) 市町村等の職員
- (5) 防災関係機関の職員
- (6) 保健所の職員
- (7) 岩手県災害医療コーディネーター

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、知事が招集する。

- 2 協議会は、その協議事項を協議するため必要があるときは、関係者に対して資料の提出、会議への出席、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会)

第7 協議会に付議する事項等について協議及び調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員の所属する機関又は団体の職員又は役員のうちから会長が任命する幹事12名以内をもって構成する。
- 3 幹事の任期は、委員の任期に準じる。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は会長が幹事のうちから指名する。
- 5 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代理する。
- 7 幹事会は会長が招集する。

(専門部会)

第8 協議会は、専門の事項に関して調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門部会委員（委員及び幹事のうちから会長が指名する者並びに学識経験のある者等から知事が任命するものをいう。）をもって構成し、その設置目的の達成をもって任務を終了する。
- 3 専門部会の運営その他に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第9 協議会、幹事会及び専門部会の庶務は、保健福祉部医療政策室において処理する。

(補則)

第10 この要綱において定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 11 月 12 日から施行する。

2 この改正により新たに任命される委員及び幹事の任期は、第 4 にかかわらず平成 26 年 7 月 20 日までとする。